

生食発 0626 第 2 号  
令和 5 年 6 月 26 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の一部改正について

標記については、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号別添「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」(最終改正令和 3 年 4 月 1 日付け生食発 0401 第 16 号。以下「ガイドライン」という。)にて通知しているところです。

今般、厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究「野生鳥獣由来食肉の安全性確保とリスク管理のための研究」(研究代表者:高井伸二(北里大学))において、我が国の野生鳥獣肉処理施設における衛生的な処理について多様な処理の実態と課題について報告がなされたことを踏まえ、また、関係法令の用語との整合を図るため、同ガイドラインの一部を別添のとおり改正します。

については、以上の点を御了知の上、貴管下の関係者に対し、本ガイドラインの内容について改めて周知されるとともに、本ガイドラインの活用の推進について特段の配慮方よろしく願います。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

「野生鳥獣由来食肉の安全性確保とリスク管理のための研究」

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202024010A-buntan5.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202024010A-buntan5.pdf)